

証券コード 7857  
2026年5月26日

株 主 各 位

愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

**セキ株式会社**

代表取締役社長 関 宏 孝

## 第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第77期定時株主総会を次ページ記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第77期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

[https://www.seki.co.jp/stockholder/77rd\\_General\\_meeting\\_of\\_shareholders/](https://www.seki.co.jp/stockholder/77rd_General_meeting_of_shareholders/)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年6月10日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2026年6月11日(木曜日)午前9時30分

2. 場 所 愛媛県松山市湊町七丁目7番地2  
松山モノリス  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第77期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第77期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

##### (会社提案(第1号議案から第4号議案まで))

- 第1号議案 剰余金の配当(第77期期末配当)の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 会計監査人選任の件

##### (株主提案(第5号議案から第7号議案まで))

- 第5号議案 社外取締役解任1名の件  
第6号議案 親子間取引の調査・報告の件  
第7号議案 定款一部変更の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使紙に賛否をご表示いただき、2026年6月10日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成の表示があったものとして、株主提案については反対の表示があったものとしてお取扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年6月10日（水曜日）午後5時30分までに行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 今後の状況により、本株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ホームページ(<https://www.seki.co.jp>)にてお知らせいたします。

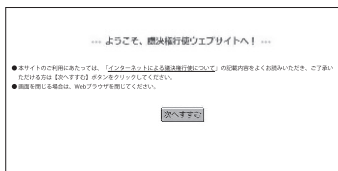
## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



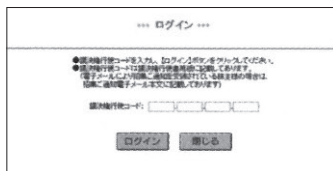
### パソコンをご利用の方

#### 1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



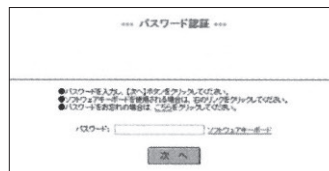
<https://www.web54.net>  
「次へすすむ」をクリック

#### 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

#### 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック  
※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」を登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従つて  
賛否をご入力ください。

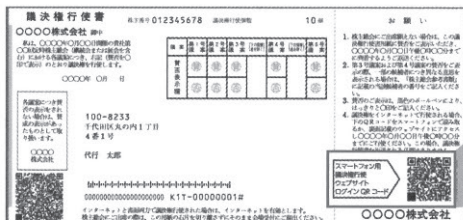


### スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

#### 「スマート行使」ご利用イメージ



※「スマート行使」での議決権行使は  
1回に限り可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソー  
ウェアの登録商標です。

※左記のQRコードはダミーです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

## 株主総会参考書類

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

### 第1号議案 剰余金の配当（第77期期末配当）の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、業績、財務状況など総合的判断のもと、安定配当の維持を基本として利益配分を行っております。また、内部留保金につきましては、成長分野への設備投資、環境投資、業界における競争激化に耐えうる企業体質の強化などに活用するとともに、経営基盤の一層の強化に備えることで、株主の皆様のご期待に応えるものと考えております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当13円にいたしたいと存じます。これにより、中間配当金1株につき13円を加えた年間配当金は、1株につき26円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額  
当社普通株式1株につき普通配当13円にいたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、54,150,759円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月12日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再任 せき けい ぞう 関 啓 三	代表取締役会長
2	再任 せき ひろ たか 関 宏 孝	代表取締役社長
3	再任 せき ひろ あき 関 宏 晃	専務取締役製造本部長兼経営管理本部長
4	再任 まつ とも たか ゆき 松 友 孝 之	取締役松山本社事業本部長
5	再任 おか だ かつ し 岡 田 克 志	取締役
6	再任 みや べ たか し 宮 部 高 至	取締役 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">社外取締役</span>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮部高至氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者になります。当該保険契約は、被保険者である取締役がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものです。但し、被保険者である取締役が違法に利益または便宜を得たことが判明した場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為であることが判明した場合には、填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該保険料は全額当社が負担しており、各候補者の任期途中である2026年11月に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

せき  
関けい ぞう  
啓 三 (1947年1月11日生)

再任



### ■ 略歴・当社における地位および担当

1975年6月 当社入社  
 1978年5月 取締役製造部長  
 1982年4月 代表取締役常務  
 1984年6月 代表取締役専務  
 1987年6月 代表取締役副社長  
 1988年5月 代表取締役社長  
 2017年4月 代表取締役会長（現任）

■ 所有する当社の株式数  
 855,200株

■ 取締役会への出席状況  
 7回 / 7回中

■ 取締役在任年数  
 （本総会終結時） 48年

### ■ 重要な兼職の状況

1992年6月 関興産(株)代表取締役社長  
 1983年10月 (有)宏栄興産代表取締役社長

候補者番号

2

せき  
関ひろ たか  
宏 孝 (1978年10月13日生)

再任



### ■ 略歴・当社における地位および担当

2008年10月 当社入社  
 2009年1月 事業開発チームリーダー  
 2010年4月 事業開発室長  
 2010年6月 取締役事業開発室長  
 2011年4月 取締役事業開発本部長  
 2012年6月 常務取締役事業開発本部長  
 2013年4月 常務取締役松山本社事業本部長  
 2014年4月 専務取締役松山本社事業本部長  
 2017年4月 代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社の株式数  
 42,500株

■ 取締役会への出席状況  
 7回 / 7回中

■ 取締役在任年数  
 （本総会終結時） 16年

### ■ 重要な兼職の状況

2015年10月 (株)ユニマツク・アド代表取締役  
 2019年6月 コープ印刷(株)代表取締役社長  
 2020年8月 (株)えひめリビング新聞社代表取締役会長兼社長  
 2023年5月 (株)エス・ピー・シー代表取締役  
 2025年8月 (株)ピュアフラット代表取締役

候補者番号

3

せき  
関

ひろ あき  
宏 晃 (1982年10月21日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
44,400株

■ 取締役会への出席状況  
7回 / 7回中

■ 取締役在任年数  
(本総会終結時) 6年

### ■ 略歴・当社における地位および担当

2014年 7月 当社入社  
2016年 6月 執行役員松山本社事業本部副本部長  
2017年 1月 執行役員松山本社事業本部副本部長兼伊予工場長  
2017年 4月 執行役員製造本部長兼伊予工場長  
2020年 4月 執行役員製造本部長  
2020年 6月 常務取締役製造本部長  
2022年 4月 専務取締役製造本部長 経営管理本部管掌  
2024年 4月 専務取締役製造本部長兼経営管理本部長 (現任)

### ■ 重要な兼職の状況

2023年 6月 メディアプレス瀬戸内(株)代表取締役社長  
2026年 6月 (有)渡部紙工代表取締役社長

候補者番号

4

まつ とも たか ゆき  
松 友 孝 之

(1972年11月2日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
3,400株

■ 取締役会への出席状況  
7回 / 7回中

■ 取締役在任年数  
(本総会終結時) 14年

### ■ 略歴・当社における地位および担当

1995年 4月 当社入社  
2001年 4月 経営管理部経営管理チームリーダー  
2004年 4月 経営管理部次長  
2008年 4月 経営管理部部長  
2008年 6月 執行役員経営管理本部長  
2012年 6月 取締役経営管理本部長  
2021年 4月 取締役松山本社事業本部長 (現任)

候補者番号

5

おか だ かつ し  
岡 田 克 志 (1960年1月13日生)

再任



- 所有する当社の株式数  
2,800株

---

- 取締役会への出席状況  
7回 / 7回中

---

- 取締役在任年数  
(本総会終結時) 9年

■ 略歴・当社における地位および担当

- 1984年 8月 (株)エス・ピー・シー入社
- 2000年 6月 同社取締役
- 2004年 5月 同社常務取締役
- 2008年 6月 同社専務取締役
- 2010年 4月 同社代表取締役社長 (現任)
- 2010年 6月 当社取締役
- 2013年 3月 当社取締役辞任
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 2010年 4月 (株)エス・ピー・シー代表取締役社長
- 2014年 8月 (株)えひめりビング新聞社取締役

候補者番号

6

みや べ たか し  
宮 部 高 至 (1965年3月19日生)

再任

社外取締役



- 所有する当社の株式数  
0株

---

- 取締役会への出席状況  
7回 / 7回中

---

- 取締役在任年数  
(本総会終結時) 8年

■ 略歴・当社における地位および担当

- 1995年 4月 東京地方検察庁検事
- 1995年 6月 大阪地方検察庁検事
- 1998年 9月 弁護士 (宮部法律事務所)
- 2018年 6月 当社取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮部高至氏には、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を当社の経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、当社は宮部高至氏と法律顧問契約を締結しております。

■ 重要な兼職の状況

- 2019年 1月 弁護士・宮部法律事務所所長

### 第3号議案 監査役1名選任の件

当社社外監査役十河嘉彦氏は本年7月に監査役を辞任予定でありますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名	現在の当社における地位
新任 <small>たか た けん し</small> 高 田 健 司	社外監査役

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高田健司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者になります。当該保険契約は、被保険者である監査役がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものです。但し、被保険者である監査役が違法に利益または便宜を得たことが判明した場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為であることが判明した場合には、填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該保険料は全額当社が負担しており、候補者の任期途中である2026年11月に当該保険契約を更新する予定であります。

たか 田 けん じ  
高 田 健 司 (1955年11月15日生)

新任

社外監査役



■ 所有する当社の株式数  
0株

### ■ 略歴・当社における地位

1978年 4月 ㈱伊予銀行入行  
2010年 6月 取締役営業統括部長  
2012年 6月 取締役本店営業部長  
2014年 6月 常務取締役  
2016年 6月 常務取締役営業本部長  
2018年 6月 代表取締役専務  
2020年 6月 代表取締役副頭取  
2022年 6月 退任  
2022年 7月 愛媛県監査委員（現任）

### ■ 社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高田健司氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の企業経営全般に対し指導及び監査を行える人材であると判断し、社外監査役候補者いたしました。

### ■ 重要な兼職の状況

2022年 7月 愛媛県監査委員

※高田健司氏は、本年7月に愛媛県監査委員を退任予定であり、同委員退任後に当社社外監査役として就任予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるえひめ有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人（英文名称：Grant Thornton Taiyo LLC）		
事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階		
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立	
	2006年1月	太陽監査法人とA S G監査法人が合併し、太陽A S G監査法人となる	
	2008年7月	有限責任組織形態に移行し、太陽A S G有限責任監査法人となる	
	2012年7月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年7月	優成監査法人と合併	
概 要	資本金	551百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	102名
		職員（公認会計士）	373名
		（公認会計士試験合格者等）	266名
		（その他の職員）	574名
		合計	1,315名

## ご参考 株主総会後の役員のスキルマトリックス

本総会において、会社提案の第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、本総会後の当社における役員の構成及び専門性と経験（スキルマトリックス）は以下のとおりとなります。

役職及び氏名	企業 経営	戦略 立案	営業 マーケティング	生産 品質管理	財務 会計	人事 人財開発	DX ITイノベーション	法務 コンプライアンス	サステナビリティ 環境配慮	新規 事業
代表取締役会長 関 啓 三	○	○		○	○			○		
代表取締役社長 関 宏 孝	○	○	○	○	○		○		○	○
専務取締役 関 宏 晃	○			○	○	○	○	○	○	
取締役 松 友 孝 之			○			○	○	○		
取締役 岡 田 克 志	○	○	○							○
社外取締役 宮 部 高 至	○							○	○	
監査役 西 上 慎 司					○			○	○	
社外監査役 十 河 嘉 彦					○			○	○	
社外監査役 成 松 裕					○			○	○	
社外監査役 高 田 健 司					○			○	○	

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

## 〈株主提案（第5号議案から第7号議案まで）〉

第5号議案から第7号議案までは、株主様2名の共同提案（議決権の合計数：605個）（以下、「本提案株主」といいます。）からの提案によるものです。

以下の議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

### 第5号議案 社外取締役解任1名の件

#### 1. 提案内容

社外取締役 宮部高至氏を解任する。

#### 2. 提案理由

宮部氏は、株主と会社が対立する仮処分申立事件において会社側代理人を務めており、一般株主と利益相反のない独立役員としての適格性に疑問があります。

また、本件判決の前提に「100%子会社である」との重大な事実誤認がありましたが、少数株主の存在という利益相反に関係する重要事実誤認を是正されていません。

現在、日弁連において同氏の審査が開始されていますが、その結論にかかわらず、事実関係の把握と独立性の観点から適格性に合理的な懸念があるため、解任を提案します。

#### 3. 第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、当該株主提案に対し反対いたします。

独立役員は全株主の利益のために職務を全うします。宮部氏が一株主を相手方とする紛争に関して、会社側の代理人となる事は問題ないと考えております。

次に、「仮処分命令申立事件」において「100%子会社である」という事は争点になっておらず、決定の結果に影響を与えませんでしたので是正の必要がありませんでした。

また、「100%子会社である」との事実誤認は、裁判所の決定書で初めて表示されました。この決定の結果は当社の意向に沿ったものであった為、やはり是正の必要はありませんでした。

以上の理由から、宮部氏の社外取締役としての適格性に問題は無く、取締役会は、当該株主提案に対し反対いたします。

### 第6号議案 親子間取引の調査・報告の件

#### 1. 提案内容

子会社との取引および会計処理に関する外部専門家を含む調査・報告の実施。

## 2. 提案理由

子会社エス・ピー・シー(株)との新規賃貸借取引に関し、不透明な点が認められます。

①未払賃料等約1,400万円を資産取得原価に含めた会計処理の妥当性。②相場を約1.4倍上回る月額100万円(未払分を上乗せ)の賃料設定は、少数株主が存在する中、特定の利害関係者を優先した疑い。③106日間の無契約状態での賃料徴収は内部統制の不備を示すものです。④契約書の親会社氏名の黒塗り提示、賃貸借契約書などの過度な黒塗りによる非開示対応。など。ガバナンス検証のため外部専門家による調査を求めます。

## 3. 第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、当該株主提案に対し反対いたします。

各指摘事項に対する取締役会の見解

### ①未払賃料等の会計処理について

未払賃料等約1,400万円を資産取得原価に含めた処理については、賃借物件の取得に不可欠な付随費用として原価算入したものであり、企業会計基準に照らし適正な処理であると認識しております。なお、当該処理については監査役の確認を経ており、会計監査人から特段の指摘は受けておりません。

### ②賃料設定の妥当性について

提案理由にある「賃料設定」と「少数株主の存在」との間にどのような関係があるのか、また、「特定の利害関係者」とは誰を想定したものかは不明です。月額100万円の賃料設定については、当該物件の近隣相場と、収益還元法による投下資本に対して世間一般的に妥当性がある期待収益率など総合的に勘案した結果であり妥当と考えております。

### ③無契約期間中の賃料徴収について

ご指摘の106日間については、契約締結に向けた交渉・調整の過程における暫定的な占有使用期間であり、当事者間において賃料相当額の支払につき合意が成立していたものです。社内での稟議決裁など必要な手続きは賃貸借契約前に完了しており、内部統制の不備との認識はありません。

### ④契約書の黒塗り対応について

契約書における一部非開示対応は、「仮処分命令申立事件」において裁判所に疎明資料として提出するためのものでありました。第三者のプライバシーおよび営業上の秘密保護の観点から行ったものであり、情報隠蔽を意図するものではありません。

以上の理由から、外部専門家調査実施の必要性を認めないと判断し、取締役会は、当該株主提案に対し反対いたします。

## 第7号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案内容

独立役員が、選任過程・懲戒審査・裁判手続等において、独立性に影響を及ぼす可能性のある事実を秘匿した場合、または重要な事実誤認を放置した場合には、その経緯を開示し、必要に応じて資格喪失とする旨を定款に追加する。

### 2. 提案理由

独立役員が、選任過程、懲戒審査、裁判手続等において、独立性に影響を及ぼす事実を秘匿し、または重要な事実誤認を放置した場合には、その経緯を開示し、必要に応じて資格を喪失させる仕組みを整備する必要があります。

独立役員制度の透明性を確保し、再発防止を図ることは、株主保護およびガバナンス強化に資するため、本定款変更を提案します。

### 3. 第7号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、当該株主提案に対し反対いたします。

個別の案件の処理について定款に定めるのは適当ではなく、個別の案件ごとに株主総会で決議をしてみたいです。

以上の理由から、定款の一部変更の必要は無く、取締役会は、当該株主提案に対し反対いたします。

# 事業報告

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業業績の改善や設備投資の増加を背景に緩やかな回復基調で推移した一方、物価上昇の長期化や円安の進行により個人消費は伸び悩みました。日本銀行による政策金利の追加引上げが実施されるなど金融政策の正常化が進む中、当期末にかけては米国・イスラエルによるイラン攻撃を契機に中東情勢が急速に緊迫化し、ホルムズ海峡の事実上の封鎖を受けて原油価格が急騰するなど、景気の先行きは極めて不透明な状況で推移しました。

こうした情勢のもと、当社グループでは、印刷用紙やインキをはじめとする原材料価格やユーティリティ費の高止まりなどにより、製造原価の上昇傾向は続いています。また、人材採用を強化したことで人件費の負担も増加しました。

そのような状況下、今後も成長が見込まれるパッケージ分野への投資を進め、紙パッケージ分野では最新のUV印刷機やトムソン機を導入するとともに、印刷加工環境をクリーンルームに改修いたしました。今後は、食品・医療などのパッケージ分野の受注強化に努めてまいります。また、デジタルマーケティング事業強化のため、昨年8月に株式会社ピュアフラットを企業買収によりグループ化しました。同社では、ECモールでの売上向上の支援を中心としたECコンサルティングを提供し、デジタル分野におけるクライアントの課題解決につながる付加価値の高い提案を行っています。昨年10月には有名文具メーカーや個性豊かなクリエイターなどが出店した文具販売イベント「文具フェスタ2025 in えひめ」を愛媛県松山市で初開催しました。本年12月には第2回の開催を予定しており、地元での地域活性化に向けた取り組みを推進しています。

以上の結果、売上高は121億3千2百万円（前期比1.4%減）、営業損失は6千5百万円（前期は2億2千4百万円の営業利益）、経常利益は1億8千9百万円（前期比58.0%減）、親会社に帰属する当期純利益は2億5千3百万円（前期比9.8%減）をそれぞれ計上しました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

① 印刷関連事業

首都圏・関西圏における観光や販促活動に関連したチラシ・DMなどのSP関連受注は堅調に推移し、周年行事に関連する受注や文具販売イベントの開催があったものの、官公庁からのBPO事業の受注減少、新規設備投資による償却負担が増加したことなどにより、売上高は89億3千8百万円（前期比0.2%減）、営業損失9千7百万円（前期は1億3千4百万円の営業利益）を計上しました。

② 洋紙・板紙販売関連事業

洋紙・板紙市場が縮小傾向にある中、価格改定による業績確保に努めた結果、売上高3億5千8百万円（前期比1.3%増）、営業利益95万円（前期は1千4百万円の営業損失）を計上しました。

③ 出版・広告代理関連事業

自社媒体における広告受注が堅調に推移し、店舗型の住宅購入サービスが順調であったものの、ふるさと納税事業の受託先の減少などにより、売上高13億8百万円（前期比2.7%減）、営業利益4千4百万円（前期比21.2%減）を計上しました。

④ 美術館関連事業

セキ美術館では、道後温泉地区を訪れる国内旅行客数の回復や、韓国や台湾を中心とするインバウンド旅行者が引き続き増加しています。昨年9月12日から11月24日までの会期で、愛媛県美術館、ミウラート・ヴィレッジ（三浦美術館）と連携した特別企画展「真鍋 博と印刷会社2」を開催したことなどにより、売上高3百万円（前期比15.4%増）、営業損失1千7百万円（前期は1千8百万円の営業損失）を計上しました。

⑤ カタログ販売関連事業

主要得意先において、サイバー攻撃を起因とするシステム障害が発生し、一時的に受注・物流機能が制限された影響により、売上高14億1千6百万円（前期比14.0%減）、営業利益5千1百万円（前期比20.3%減）を計上しました。

⑥ ECコンサルティング関連事業

昨年8月にM&Aにより当社グループとなった株式会社ピュアフラットでは、ECマーケティング事業の中核企業として、ECモールでの売上向上の支援を中心としたECコンサルティングを提供し、デジタル分野におけるクライアントの課題解決につながる付加価値の高い提案を行っています。同社の今期の業績は堅調に推移したものの、M&A関連費用やのれんの償却費用の負担が多く発生したことにより、売上高は1億7百万円、営業損失4千7百万円を計上しました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4億3千9百万円(無形固定資産を含む)であり、その主なものは、印刷事業における印刷関連設備の新設更新等であります。なお、設備投資の総額は、前期に比べ4億3千9百万円減少しております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。なお、設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び借入金をもって充ちいたしました。また、当連結会計年度末の借入金残高は、前期末に比べ5千4百万円減少し、1億6千2百万円となりました。

## (4) 重要な事業の譲渡・譲受、他の会社の株式の取得、処分等

当社は、ECモールでの売上向上の支援を中心としたECコンサルティングを提供している株式会社ピュアフラットの株式100%を取得し、2025年8月に同社を完全子会社化いたしました。

## (5) 対処すべき課題及び個人情報の取り扱い基本方針

当社グループでは、市場構造の変革に機動的かつ柔軟に対応し、経営のより一層の合理化、効率化を推し進め、収益性の高い企業体質を構築することで持続的な成長を確保してまいります。また、SEKI BLUE FACTORYにおける水性フレキシ印刷加工事業の受注拡大に向けて尽力してまいります。

品質の安定確保に向けて当社では、一般社団法人日本印刷産業機械工業会(JPMA)が認定する「Japan Color 認証制度」による認証を取得(JC-S017704-07 セキ株式会社伊予工場)しており、精度の高い印刷色の再現性により、「品質の安定」に努めるとともに、サービスの向上に尽力してまいります。

環境保護・環境負荷の低減に向けて当社では、「ISO14001」に基づく取り組みを継続してまいります。また、「FSC認証紙」を取り扱うため、紙の加工流通過程での管理認証であるCOC認証を取得。環境に配慮した持続可能な社会の形成が重要視される中、2017年1月に「DBJ環境格付」を取得。2019年1月には、「環境への配慮に対する取り組みが先進的」と評価されました。2019年3月には、一般社団法人日本印刷産業連合会が制定した印刷産業界の環境自主基準「印刷サービスグリーン基準」をクリアし、当社伊予工場がグリーンプリンティング工場に認定されました。今後も更なる環境への配慮と改善に努めてまいります。

情報セキュリティへの取り組みについて当社では、組織的・人的安全管理措置として、情報セキュリティ委員会を組織し、最高情報責任者（C I O）を設置してI T全般における全体最適化（I T統制及び情報セキュリティ）を強化・推進しております。

また、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）を軸に体制、環境整備に取り組んでおり、「J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク）」に基づき、お客様からお預かりした個人情報及び当社が自ら取得した個人情報の重要性を認識して、以下の基本方針を厳守し、適切な保護に努めてまいります。

1. 当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。
2. 当社は、取り扱う個人情報を厳正な管理の下で蓄積・保管し、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損、紛失、改ざん、正確性の未確保、不正・不適正取得、目的外利用・提供、不正利用、開示等の求め等の拒否を防止するため、適切な予防ならびに是正処置を講じます。
3. 当社は、個人情報を直接取得する場合には、その利用目的を明らかにし、同意いただいた以外の目的での利用・提供・開示は行いません。また、目的外の利用が行われないよう適切な保護手段を講じます。
4. 当社は、お客様からお預かりする個人情報に関して、受託の趣旨に従い利用、提供及び開示を行い、受託の趣旨に反した利用、第三者への提供及び開示は行いません。
5. 当社は、個人情報保護に関するマネジメント・システム（J I S Q 1 5 0 0 1）を遵守し、従業員への教育を徹底するとともに、定期的に行う監査の結果を踏まえて個人情報保護が効果的に実施されるよう継続的改善に努めます。
6. 当社は、個人情報に関する苦情・ご相談・お問い合わせ等の窓口及び責任者を定め、当社の保有する個人情報の開示・訂正・削除・利用停止などの求めがあった場合には、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

## (6) 事業等のリスク

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があるリスクには次のようなものがあります。

当社グループではリスク発生の可能性を十分認識し、リスク発生を極力回避し、万が一発生した場合には損害を最小限にとどめるべく的確な対応に努めます。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは当社及び連結子会社9社で構成され、印刷関連事業、洋紙・板紙販売関連事業、出版・広告代理関連事業、美術館関連事業、カタログ販売関連事業、ECコンサルティング関連事業を主な内容とし、事業活動を展開しております。当社が属しております印刷業界では、印刷物発注の偏在化、低価格化が進行しており、同業者間の受注競争を激化させる要因となっております。当社におきましても、同業他社との競合により厳しい受注競争状態が継続しており、受注単価が下落する傾向にあります。

また、原油価格は現在上昇傾向にありますが、価格が高騰し原材料費が上昇する事態となれば、印刷関連事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では徹底した品質管理のもとで製品の製造を行っておりますが、人的要因による製造工程上の不備などにより製品の欠陥などが生じた場合には、損害の求償やそれに伴う業績の低下などにより、印刷関連事業における業績に影響を及ぼす可能性があります。

洋紙流通業界は製紙メーカー系販売店と、製紙メーカーが指定する一次代理店及び二次代理店で構成されており、当社は二次代理店に該当します。当業界の商習慣上、製紙メーカーと代理店の取引は原則として一県一社となっておりますが、当該商習慣は崩れつつあり、今後競争が激化する可能性があります。また、原油価格の高騰や製紙メーカーの停抄、減産等により、印刷用紙の仕入価格が上昇する事態となれば、洋紙・板紙販売関連事業における業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は1997年1月に企業イメージを高めるとともに、地域文化の向上及び地元観光産業の活性化を目的として、愛媛県松山市の道後温泉地区にセキ美術館を開館しました。同美術館の運営は、連結子会社の関興産(株)に委託しております。美術館関連事業における業績は、每期営業損失を計上しておりますが、企業イメージの浸透による受注販促、地域文化への貢献、地元観光産業の活性化に伴う印刷需要創造のため必要不可欠な事業と判断しております。なお、当連結会計年度における美術館関連事業に対する投資額は、美術品購入費用として70万円であり、同事業に対する今後の投資方針につきましては、当社グループの業績を勘案の上、展示対象となる絵画等の収蔵品の充実を図ってまいります。

当社では、個人情報を含む顧客のデータベースを取り扱う際の運用につきましては、JIS Q 15001（プライバシーマーク）の認定を受け、個人情報保護方針に則り、個人情報の適切な保護に努めておりますが、何らかの要因により個人情報が流出した場合には、損害の求償や信用低下等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクに備え、当社はサイバー保険に加入しております。

また、製造設備等の主要設備には防火、耐震面での施策を施しておりますが、災害発生時に電力等

の動力源の供給停止、原材料の搬入遅延等により、生産体制に重要な影響が生じることが想定され、その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 直前の3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の直前の3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第75期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第76期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第77期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	11,906,207 <sup>千円</sup>	11,988,668	12,302,163	12,132,853
経常利益	593,101 <sup>千円</sup>	478,997	452,182	189,968
親会社株主に帰属 する当期純利益	429,523 <sup>千円</sup>	365,315	280,418	253,013
1株当たり当期純利益	103.12 <sup>円 銭</sup>	87.70	67.32	60.74
純資産	14,732,537 <sup>千円</sup>	15,550,377	15,779,705	16,465,065
1株当たり純資産	3,433.66 <sup>円 銭</sup>	3,624.43	3,729.02	3,892.65
総資産	17,752,071 <sup>千円</sup>	18,576,984	18,738,237	19,400,671

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## ② 当社の直前の3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第75期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第76期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第77期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	9,111,092 <sup>千円</sup>	9,148,911	9,394,189	9,193,435
経常利益	503,391 <sup>千円</sup>	411,915	381,991	189,676
当期純利益	389,482 <sup>千円</sup>	325,875	248,788	279,860
1株当たり当期純利益	93.50 <sup>円 銭</sup>	78.23	59.73	67.19
純資産	12,863,466 <sup>千円</sup>	13,565,561	13,766,385	14,408,908
1株当たり純資産	3,088.14 <sup>円 銭</sup>	3,256.69	3,304.90	3,459.15
総資産	15,319,393 <sup>千円</sup>	16,102,809	16,249,860	16,927,934

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社には親会社はありませんので、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エス・ピー・シー	20,000千円	96.4%	出版事業・広告代理業
有限会社こづつみ倶楽部	3,000千円	100.0%	カタログ通信販売事業
コープ印刷株式会社	10,000千円	80.0%	印刷物販売業
関興産株式会社	10,000千円	100.0%	美術館運営管理受託業
メディアプレス瀬戸内株式会社	50,000千円	65.0%	新聞印刷事業の業務受託
株式会社ユニマック・アド	20,000千円	100.0%	広告制作業
有限会社渡部紙工	3,000千円	100.0%	紙器加工業
メディア発送株式会社	5,000千円	65.0%	新聞の発送梱包作業
株式会社ピュアフラット	5,000千円	100.0%	E Cコンサルティング事業

(注) 2026年4月1日付で、有限会社こづつみ倶楽部は当社へ、メディア発送株式会社はメディアプレス瀬戸内株式会社へ吸収合併され、会社は消滅しております。

③ 重要な企業結合等の状況

当社は、全社で進めているデジタルマーケティング事業をさらに強化するため、E Cコンサルティングのノウハウを持った株式会社ピュアフラットの株式を取得し、完全子会社化いたしました。

④ 企業結合の成果

連結対象子会社は、上記②重要な子会社の状況に記載した9社であります。当連結会計年度の売上高は121億3千2百万円(前期比1.4%減)、営業損失は6千5百万円(前期は2億2千4百万円の営業利益を計上)、経常利益は1億8千9百万円(前期比58.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2億5千3百万円(前期比9.8%減)となりました。

## (9) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当連結会計年度末において当社及び連結子会社9社で構成され、印刷関連事業、洋紙・板紙販売関連事業、出版・広告代理関連事業、美術館関連事業、カタログ販売関連事業、ECコンサルティング関連事業を主な内容として、事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係わる当社及び連結子会社の位置づけは次のとおりであります。

### ① 印刷関連事業

出版印刷物、商業印刷物、紙器加工品については当社が企画・製造・販売するほか、製造工程のうち、前工程のデザインなどを(株)エス・ピー・シーが行っており、(有)渡部紙工は後工程の一部(紙器加工)を行っております。なお、農協関係の得意先については、コープ印刷(株)が販売窓口となり、販売しております。また、メディアプレス瀬戸内(株)は(株)読売新聞大阪本社より新聞印刷を受託しており、(株)ユニマツク・アドは主に関西圏の得意先において広告制作を行っております。メディア発送(株)はメディアプレス瀬戸内(株)が印刷した新聞の発送梱包作業を行っております。

### ② 洋紙・板紙販売関連事業

洋紙、板紙を当社が仕入・在庫販売しております。

### ③ 出版・広告代理関連事業

(株)エス・ピー・シーが企画・編集した書籍、雑誌などを当社が製造し、(株)エス・ピー・シーが販売しております。(株)エス・ピー・シーは主に発行する出版物に関連したイベント開催、広告掲載などの広告代理業を営んでおります。

### ④ 美術館関連事業

当社の企業イメージ向上と地域活性化のため、そしてそれらを通して当社広告宣伝活動とするため、当社が美術館を設置し、その運営管理を関興産(株)が行っております。

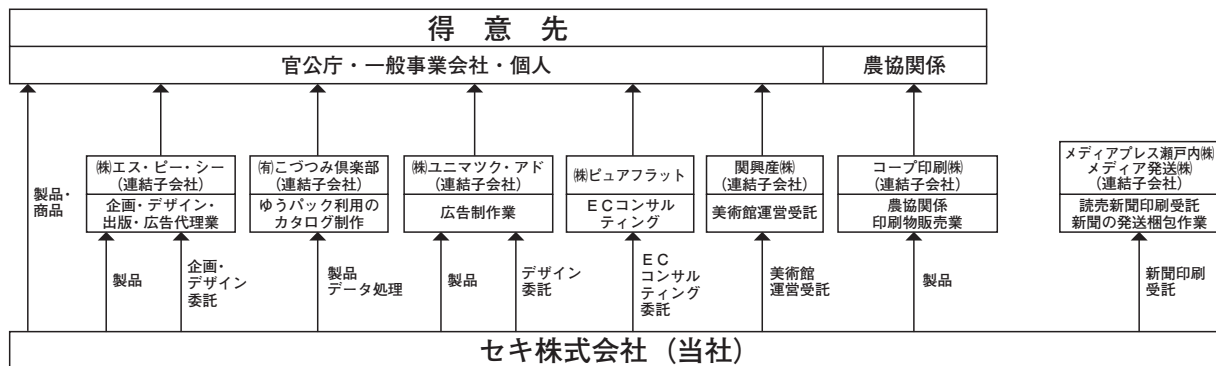
### ⑤ カタログ販売関連事業

当社では事業所向けオフィス関連用品のカタログ商品販売を行っております。

### ⑥ ECコンサルティング関連事業

(株)ピュアフラットは、ECモールでの売上向上の支援を中心としたECコンサルティングを提供しております。

以上に述べた当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



※南渡部紙工は当社紙器加工の一部を受託しております。

## (10) 主要な拠点等 (2026年3月31日現在)

### ① 印刷関連事業

#### セキ株式会社

- (松山本社) 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1
- (東京本社) 東京都渋谷区代々木三丁目2番8号
- (支店) 大阪支店 (大阪府大阪市淀川区)
- 高松支店 (香川県高松市)
- (営業所) 名古屋営業所 (愛知県名古屋市中区)
- 広島営業所 (広島県広島市中区)
- 福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)
- (工場) 伊予工場 (愛媛県伊予市)
- SEKI BLUE FACTORY (愛媛県伊予市)

#### コープ印刷株式会社

- (本社) 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

#### メディアプレス瀬戸内株式会社

- (本社) 広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地77
- (工場) 尾道工場 (広島県尾道市)
- 坂出工場 (香川県坂出市)

#### 株式会社ユニマツク・アド

- (本社) 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番22号 新大阪長谷ビル3階

有限会社渡部紙工

(本社・工場) 愛媛県伊予郡砥部町重光19番地

メディア発送株式会社

(本社) 広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地77

② 洋紙・板紙販売関連事業

セキ株式会社

(本社) 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

(営業所) 広島営業所 (広島県広島市中区)

高知営業所 (高知県高知市)

③ 出版・広告代理関連事業

株式会社エス・ピー・シー

(本社) 愛媛県松山市湊町七丁目3番地5

④ 美術館関連事業

セキ株式会社

(セキ美術館) 愛媛県松山市道後喜多町4番42号

関興産株式会社

(本社) 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

⑤ カタログ販売関連事業

セキ株式会社

(本社) 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

有限会社こづつみ倶楽部

(本社) 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

⑥ ECコンサルティング関連事業

株式会社ピュアフラット

(本社) 東京都港区南青山一丁目10番6号 ファミリー青山ビル4階

## (11) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

事業の内容	従業員数	前期末比増減
印刷関連事業	344名 (50名)	+8名 (+3名)
洋紙・板紙販売関連事業	13名 (-)	△2名 (-)
出版・広告代理関連事業	90名 (21名)	+3名 (+6名)
美術館関連事業	2名 (-)	±0名 (-)
カタログ販売関連事業	5名 (-)	±0名 (-)
全社(共通)	23名 (-)	+5名 (-)
ECコンサルティング関連事業	7名 (-)	+7名 (-)
合計	484名 (71名)	+21名 (+9名)

(注) 従業員数は常勤の就業人員数を、臨時従業員数は( )内に外数でそれぞれ記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308名 (46名)	+15名 (+4名)	41.0歳	15.7年

(注) 従業員数は常勤の就業人員数を、臨時従業員数は( )内に外数でそれぞれ記載しております。

## (12) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社伊予銀行	45百万円
株式会社愛媛銀行	45百万円
株式会社日本政策投資銀行	42百万円
株式会社三菱UFJ銀行	30百万円

## (13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

## (1) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	(株)	%
関 啓 三	855,200	20.53
有限会社宏栄興産	490,200	11.77
公益財団法人関奉仕財団	268,600	6.45
セキ従業員持株会	211,000	5.07
株式会社伊予銀行	208,000	4.99
セキ取引先持株会	196,300	4.71
株式会社愛媛銀行	164,500	3.95
株式会社フジールインターナショナル	150,000	3.60
関 一	85,633	2.06
藤 田 多 嘉 子	58,500	1.40

(注) 当社は自己株式を342,557株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## (2) その他株式に関する重要な事項

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,508,000株  |
| ③ 株主数      | 731名        |

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	関 啓 三	関興産(株)代表取締役社長 (有)宏栄興産代表取締役社長
※取締役社長	関 宏 孝	(株)ユニマツク・アド代表取締役 コープ印刷(株)代表取締役社長 (有)こづつみ倶楽部代表取締役社長 (有)渡部紙工代表取締役社長 (株)えひめりビング新聞社代表取締役会長兼社長 (株)エス・ピー・シー代表取締役 (株)ピュアフラット代表取締役
専務取締役	関 宏 晃	製造本部長兼経営管理本部長 メディアプレス瀬戸内(株)代表取締役社長
取締役	松 友 孝 之	松山本社事業本部長
取締役	岡 田 克 志	(株)エス・ピー・シー代表取締役社長 (株)えひめりビング新聞社取締役
取締役	宮 部 高 至	弁護士・宮部法律事務所所長
監査役(常勤)	西 上 慎 司	
監査役	十 河 嘉 彦	
監査役	成 松 裕	公認会計士・税理士 税理士法人成松会計事務所社員

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役宮部高至氏は社外取締役であります。

3. 監査役十河嘉彦氏及び成松 裕氏は社外監査役であります。

4. 当社は、取締役宮部高至氏を独立役員に指定しております。

5. 成松 裕氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員は下記のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	板 東 良 数	東京本社事業本部長
執行役員	吉 川 浩 司	経営管理本部副本部長
執行役員	坂 川 平	東京本社事業本部副本部長
執行役員	笹 田 一 樹	松山本社事業本部副本部長

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社ならびに会社法に基づく子会社の取締役、監査役、管理職従業員

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものです。但し、被保険者が違法に利益または便宜を得たことが判明した場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為であることが判明した場合には、填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬額は、1997年6月24日開催の第48期定時株主総会において、取締役は月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役は月額3,000千円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名であります。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年3月13日開催の取締役会において、以下のとおり定めております。

イ) 当社の役員報酬等は月例の固定報酬のみとし、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する。

ロ) 当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は1997年6月24日であり、決議の内容については、取締役は月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とするものである。

ハ) 当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により一任された代表取締役 関 宏孝であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役の個人別の固定報酬の額を決定する権限を有している。

上記ハ)の権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の身分及び役位ごとの責任や役割等に応じた評価ならびに配分を行うには、代表取締役が最も適しているからであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	98,250 (1,200)	98,250 (1,200)	－ (－)	－ (－)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,180 (2,400)	12,180 (2,400)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	110,430 (3,600)	110,430 (3,600)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(注) 取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が代表取締役により上記決定方針に沿う内容で決定されていることを確認しております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

## ② 当事業年度における活動状況

	出席状況	発言状況
社外取締役 宮部高至	取締役会 全7回中7回出席	弁護士としての専門的見地により、当社の経営に關し的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の取締役会には全て出席し、議案審議等に的確な発言を行い、期待される役割である独立した立場で当社の経営の監視・監督を行っております。
社外監査役 十河嘉彦	取締役会 全7回中6回出席 監査役会 全5回中5回出席	長年金融機関の経営に携わった経験と専門的見地により、当社の経営に關し的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には全て出席し、議案審議等に的確な発言を行っております。
社外監査役 成松 裕	取締役会 全7回中6回出席 監査役会 全5回中5回出席	公認会計士・税理士としての専門的見地により、当社の経営に關し的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には全て出席し、議案審議等に的確な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

えひめ有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社及び子会社が支払うべき報酬額の合計額	16,485千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として、当社及び子会社が支払うべき報酬等の合計額	16,485千円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	16,485千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記③の金額にはこれらの合計額を記載しております。また、当期の企業結合に係る追加の監査証明業務に基づく報酬は未確定のため、上記に含めておりません。

当社監査役会は、経理部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、えひめ有限責任監査法人の報酬等について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 株主価値の最大化と株主や取引先から評価され、持続的な発展と成長を続けることを目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制や組織の見直しと改善に努める。
- ② 適時かつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する透明性の向上、コンプライアンス、監視・チェック機能の強化、有効性の確保及び内部統制及びリスク管理の徹底を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報・文書についてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索可能とする体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行う。
- ③ 前記①、②に係る事務は担当取締役が所管し、その検証及び見直しの経過、データベースの運用及び管理について、定期的に取締役会に報告するものとする。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、代表取締役社長のもと、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- ② 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置する。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令遵守、内部統制の有効性と効率性、財務内容の適正開示、リスクマネジメント等の検証について、各部門、工場等の監査を定期的実施し、評価、指導する体制を取る。
- ③ 損失の危険に係る事案について、法律上の判断を必要とする場合においては、顧問弁護士より速やかに専門的な立場から助言を受けることのできる体制を確立する。
- ④ 当社及び子会社の決定事実・発生事実及びその他の会社情報について、経営管理本部長が各部門から報告を受け、経営管理本部を中心に開示諸規程等に基づき開示の内容等を検討し、開示内容に

よっては会計監査人、顧問弁護士と十分に協議を行い、取締役会において決議した後に、経営管理本部長の指示により、情報開示・公表担当部門である経営管理本部経営企画部経営企画室が開示・公表する。なお、緊急を要する場合等においては、上記の手続きにかかわらず、経営管理本部長が代表取締役社長の承認を得た後に、情報開示・公表担当部門から開示・公表する。

**(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 定例会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要な意思決定と業務遂行を監督しており、また、執行役員制度導入により、執行役員は適正な権限委譲のもと業務執行に当たる。
- ② 取締役会への付議議案については、取締役会規程により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料について事前に全役員へ配付し、各取締役が取締役に先立ち十分な準備ができる体制を取ることとする。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制を取ることとする。

**(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① インサイダー取引の防止等について、情報管理規程並びに内部者取引管理規程を制定し、その防止を図る。
- ② 役員・社員を対象にインサイダー取引規制に関するビデオ・書面等を活用し、その趣旨の周知に努める。
- ③ 個人情報保護法のもと個人情報保護方針を制定し、印刷情報メディアを基盤とした事業活動を通して、顧客より受託する業務の範囲内で個人情報を取り扱い、J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク）に基づく個人情報の適切な保護に努める。

**(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、企業集団統括の主管部門である経営管理本部が関係会社管理規程に則り、企業集団の管理を行い、企業集団の業務の適正について内部監査室の協力を得て、その業務執行の状況について評価及び監査を行う。
- ② 企業集団において損失の危険が発生し、当該事実を把握した場合には、損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について直ちに当社の取締役会に対し報告する体制を確保する。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、組織、人数、その他具体的な内容

について監査役と協議のうえで当該社員を配置する。

**(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき社員の任命・異動については、監査役会の同意をもって行うものとする。
- ② 監査役を補助すべき社員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当該評価については監査役の意見を聴取して行う。

**(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 当社及び子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- ③ 当社内部監査室、経営管理本部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

**(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告を行った当企業集団の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当企業集団の取締役及び従業員に対し、その旨を周知徹底する。

**(11) 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(12) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は取締役、執行役員及び重要な社員に対し適宜ヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と協議又は意見交換を実施することができる体制を確立する。

- ② 監査役が監査役会規程に基づき、取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報を入手するための体制を確立する。

**(13) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制**

- ① 財務報告の信頼性及び適正性を確保するために財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の維持・構築を図る。
- ② 監査役及び内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告する。

**(14) 反社会的勢力排除に向けた体制**

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ② 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理本部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

**(15) 業務の適正を確保する体制の運用状況**

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間の実施状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を7回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を5回開催し、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等に対する遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料につきましては、取締役会に付議した後に開示を行うことにより、適正性を確保いたしました。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,000,221</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,741,574</b>
現金及び預金	3,703,599	支払手形及び買掛金	939,744
受取手形	48,508	1年以内返済予定長期借入金	54,000
電子記録債権	597,722	未払金	224,343
売却掛金	1,872,657	未払法人税等	47,199
契約資産	48,894	賞与引当金	171,865
商品及び製品	143,442	資産除去債務	10,000
仕掛品	365,361	その他流動負債	294,421
原材料及び貯蔵品	166,285		
未収法人税等	2,291	<b>固定負債</b>	<b>1,194,032</b>
その他の流動資産	58,685	長期借入金	108,000
貸倒引当金	△7,228	繰延税金負債	663,961
		退職給付に係る負債	293,493
<b>固定資産</b>	<b>12,400,450</b>	資産除去債務	13,220
<b>有形固定資産</b>	<b>5,823,074</b>	役員退職慰労引当金	10,062
建物及び構築物	1,933,592	未払役員退職慰労金	84,173
機械装置及び運搬具	1,018,962	その他固定負債	21,120
工具器具備品	1,409,437	<b>負債合計</b>	<b>2,935,606</b>
リース資産	10,694		
土地	1,405,558	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	44,830	<b>株主資本</b>	<b>14,770,323</b>
		資本金	1,201,700
<b>無形固定資産</b>	<b>533,275</b>	資本剰余金	1,536,849
ソフトウェア	13,393	利益剰余金	12,535,234
その他	515,168	自己株式	△503,461
	4,713	その他の包括利益累計額	1,444,307
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,044,100</b>	その他有価証券評価差額金	1,413,773
投資有価証券	5,666,926	退職給付に係る調整累計額	30,533
長期貸付金	8,758	非支配株主持分	250,434
繰延税金資産	17,807	<b>純資産合計</b>	<b>16,465,065</b>
その他の投資資金	353,473		
貸倒引当金	△2,864		
<b>資産合計</b>	<b>19,400,671</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,400,671</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		12,132,853
売上総利益		9,402,801
営業費用		2,730,052
営業外費用		2,795,582
営業利益		△65,529
受取利息配当金	186,430	
仕入引当金	13,320	
物産売却収入	23,428	
投資事業組合持分	10,540	
貸倒引当金の戻り	31,380	
その他	657	
営業外費用	15,612	281,371
支払利息	2,194	
売上引当金	542	
貸付料	16,633	
その他	6,502	25,872
経常利益		189,968
固定資産売却益	5,502	
投資有価証券売却益	224,332	
特別利益	4,491	234,326
固定資産除却損失	16,982	
投資有価証券売却損失	319	
特別損失	4,350	21,652
税金等調整前当期純利益		402,643
法人税、住民税及び事業税	131,285	
法人税等調整額	13,269	144,555
当期純利益		258,087
非支配株主に帰属する当期純利益		5,074
親会社株主に帰属する当期純利益		253,013

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	1,201,700	1,536,849	12,390,522	△503,461	14,625,611
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△108,301		△108,301
親会社株主に帰属する 当期純利益			253,013		253,013
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	144,711	-	144,711
2026年3月31日残高	1,201,700	1,536,849	12,535,234	△503,461	14,770,323

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日残高	883,655	23,734	907,389	246,704	15,779,705
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△108,301
親会社株主に帰属する 当期純利益					253,013
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	530,118	6,799	536,917	3,729	540,647
連結会計年度中の変動額合計	530,118	6,799	536,917	3,729	685,359
2026年3月31日残高	1,413,773	30,533	1,444,307	250,434	16,465,065

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 9社  
会社名 (株)エス・ピー・シー、コープ印刷(株)、(有)こづつみ倶楽部、関興産(株)、  
メディアプレス瀬戸内(株)、(株)ユニマツク・アド、(有)渡部紙工、メディア発送(株)、  
(株)ピュアフラット  
なお、(株)ピュアフラットについては、株式を取得し連結子会社としております。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称  
持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。
  - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等  
主要な会社等の名称  
(非連結子会社)  
該当する非連結子会社はありません。  
(関連会社)  
株式会社えひめりびんぐ新聞社  
持分法を適用していない理由  
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いためであります。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。  
当連結会計年度において、連結子会社である株式会社ピュアフラットは、決算日を2月末から3月末に変更し連結決算日と同一にしています。この決算期変更に伴い、当連結会計年度における当該連結子会社の会計期間が7ヶ月となっており、決算期変更に伴う影響額は連結損益計算書を通じて調整しています。なお、この変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。
4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
関連会社株式 移動平均法による原価法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

## ② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- |         |     |         |
|---------|-----|---------|
| ・商品     | 洋紙  | 総平均法    |
|         | 出版物 | 個別法     |
| ・製品、仕掛品 |     | 個別法     |
| ・原材料    | 板紙  | 総平均法    |
|         | その他 | 最終仕入原価法 |
| ・貯蔵品    |     | 最終仕入原価法 |

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 5～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

## ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## ④ 長期前払費用

均等償却をしております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～8年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準  
当社及び連結子会社では、主として印刷関連事業、洋紙・板紙販売関連事業、出版・広告代理関連事業、カタログ販売関連事業、ECコンサルティング関連事業を行っております。  
印刷関連事業では、出版印刷物、商業印刷物、紙器加工品の製造販売を行うほか、新聞印刷を受託しております。洋紙・板紙販売関連事業では、洋紙・板紙を販売しております。出版・広告代理関連事業では、書籍、雑誌の出版と広告代理業を行っております。カタログ販売関連事業では、カタログによるオフィス関連用品の販売やカタログ制作を行っております。ECコンサルティング関連事業では、ECモールの売上向上の支援を中心としたECコンサルティングを提供しております。  
履行義務の充足時点については、印刷物等に関する財又はサービスを顧客に提供した時点で収益を計上しております。また、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、代理人と判断したものについては純額で収益を計上する方法によっております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間  
10年間の定額法により償却しております。

**(収益認識に関する注記)**

## 1. 収益の分解

(単位：千円)

印刷関連事業	
出版・商業印刷物、紙器加工品	7,321,518
新聞印刷	1,617,334
洋紙・板紙販売関連事業	
洋紙・板紙	358,117
出版・広告代理関連事業	
出版・広告代理店収入	1,308,536
美術館関連事業	
美術館収入	3,430
カタログ販売関連事業	
カタログ販売・制作	1,416,152
E Cコンサルティング関連事業	
E Cコンサルティング	107,764
顧客との契約から生じる収益	12,132,853
その他の収益	-
外部顧客への売上高	12,132,853

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、169,372千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

**(会計上の見積りに関する注記)**

## 1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 17,807千円
- (2) その他の情報

繰延税金資産の回収可能性につきましては、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込

年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積もっております。課税所得は、中・長期計画N e x t 200の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報（過去における経営計画の達成状況、予算等）と整合的に修正し見積もっております。

当該見積り及び当該仮定につきまして、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 - 千円  
(2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位につきましては、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定におきまして、将来キャッシュ・フロー等につきまして一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 515,168千円  
(2) その他の情報

のれんは、株式会社ピュアフラットの全株式を取得した際に計上したものであります。のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、兆候を識別した場合、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しております。必要と判断した場合には、当該のれんについて回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識することとしております。当連結会計年度においては、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、割引前将来キャッシュ・フローがのれんを含む資産グループに係る固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失の認識は不要と判断しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画に基づいており、売上高に係る人員計画及び新規顧客獲得数等を主要な仮定としております。将来の市場環境の変化等により、主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,713,959千円

## 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
定期預金	1,312千円
(2) 担保に係る債務	
買掛金	-円

**(連結損益計算書に関する注記)**

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 固定資産売却益の内訳は、建物・土地4,347千円、機械装置及び運搬具1,154千円であります。
- 固定資産除却損の内訳は、建物及び構築物14,642千円、機械装置及び運搬具2,301千円、工具器具備品0千円、ソフトウェア38千円であります。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

## 1. 発行済株式に関する事項

(1) 発行済株式	
発行済株式の種類	普通株式
前連結会計年度末株式総数	4,508,000株
当連結会計年度増加株式数	-
当連結会計年度減少株式数	-
当連結会計年度末株式総数	4,508,000株

(2) 自己株式	
自己株式の種類	普通株式
前連結会計年度末自己株式数	342,557株
当連結会計年度増加自己株式数	-
当連結会計年度減少自己株式数	-
当連結会計年度末自己株式数	342,557株

## 2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

2025年6月11日開催の第76期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	54,150千円
② 1株当たり配当額	13円
③ 基準日	2025年3月31日
④ 効力発生日	2025年6月12日

2025年11月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	54,150千円
② 1株当たり配当額	13円
③ 基準日	2025年9月30日
④ 効力発生日	2025年12月1日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2026年6月11日開催予定の第77期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	54,150千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	13円
④ 基準日	2026年3月31日
⑤ 効力発生日	2026年6月12日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金、上場有価証券等の流動性の高い金融資産で行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に投資目的の株式、債券及び投資信託、業務上関係を有する企業等の株式であります。市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。長期借入金は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。また、支払手形及び買掛金、長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。詳細につきましては、(注) 4. を参照ください。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形	48,504	48,504	－
(2) 電子記録債権	597,671	597,671	－
(3) 売掛金	1,865,483	1,865,483	－
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,320,973	5,320,973	－
資産計	7,832,633	7,832,633	－
(1) 支払手形及び買掛金	939,744	939,744	－
(2) 長期借入金（1年以内返済予定含む）	162,000	162,429	429
負債計	1,101,744	1,102,174	429

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 受取手形、電子記録債権及び売掛金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
3. 一部の投資信託については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。
4. 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合出資

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	164,084千円
投資事業有限責任組合出資	181,868千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	2,406,993	—	—	2,406,993
その他	—	2,753,732	—	2,753,732
資産計	2,406,993	2,753,732	—	5,160,725

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は160,247千円であります。

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
受取手形	－	48,504	－	48,504
電子記録債権	－	597,671	－	597,671
売掛金	－	1,865,483	－	1,865,483
資産計	－	2,511,660	－	2,511,660
支払手形及び買掛金	－	939,744	－	939,744
長期借入金(1年以内返済予定含む)	－	162,429	－	162,429
負債計	－	1,102,174	－	1,102,174

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式がこれに含まれます。活発な市場における無調整の相場価格が入手できない場合には、ディーラー等の第三者から入手した価格を使用しており、算定に当たり重要な観察不能なインプットを用いていないと考えられるため、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 3,892円65銭
- 2 1株当たり当期純利益 60円74銭

## (その他の注記)

### 取得による企業結合

#### 1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容  
被取得企業の名称：株式会社ピュアフラット  
事業の内容：ECコンサルティング
- (2) 企業結合を行った主な理由  
ピュアフラット社は、「顧客に選ばれ続けるECパートナーになる」をビジョンに掲げており、EC事業に特化したマーケティングを行っております。また、ピュアフラット社は当社グループがまだ開拓できていない領域におけるECコンサルティングノウハウを持っており、当社グループの持続的な成長及び付加価値の向上に繋がると判断したため、本株式を取得いたしました。
- (3) 企業結合日  
2025年8月20日（株式取得日）  
2025年8月31日（みなし取得日）
- (4) 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称  
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率  
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

#### 2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年9月1日から2026年3月31日

#### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価現金 600,000千円

取得原価 600,000千円

#### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 33,695千円

#### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん  
547,081千円
- (2) 発生原因  
取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったことによるものです。
- (3) 償却方法及び償却期間  
10年間の定額法

## 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	81,482千円
固定資産	2,741千円
資産合計	84,224千円
流動負債	31,306千円
固定負債	—
負債合計	31,306千円

## 7. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2025年8月20日（みなし取得日 2025年8月31日）に行われた株式会社ピュアフラットとの企業結合について、これまで暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度末にて確定しております。これによる影響額はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,027,984</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,377,045</b>
現金及び預金	2,377,638	買掛金	797,070
受取手形	48,508	1年以内返済予定長期借入金	54,000
電子記録債権	597,722	未払金	111,470
売却掛金	1,363,093	未払法人税等	37,572
契約資産	5,467	預り金	26,697
商品及び製品	140,483	賞与引当金	142,265
仕掛品	359,339	資産除去債務	10,000
材料及び貯蔵品	99,752	その他流動負債	197,969
その他流動資産	122,379		
貸倒引当金	△86,401	<b>固定負債</b>	<b>1,141,980</b>
<b>固定資産</b>	<b>11,899,950</b>	長期借入金	108,000
<b>有形固定資産</b>	<b>5,776,665</b>	繰延税金負債	595,158
建物	1,777,403	退職給付引当金	318,901
構築物	140,063	資産除去債務	12,530
機械及び装置	999,849	未払役員退職慰労金	77,400
車両運搬具	19,112	その他固定負債	29,990
工具器具	1,381,651	<b>負債合計</b>	<b>2,519,025</b>
リース資産	8,197		
土地	1,405,558	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	44,830	<b>株主資本</b>	<b>13,083,314</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>16,893</b>	資本金	1,201,700
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,106,390</b>	資本剰余金	1,333,500
投資有価証券	5,105,459	資本準備金	1,333,500
関係会社株	717,295	利益剰余金	11,051,576
出資	624	利益準備金	245,804
投資	66,366	その他利益剰余金	10,805,771
保険積立	156,693	別途積立金	7,030,000
会員の他投資	34,142	固定資産圧縮積立金	343,541
貸倒引当	28,413	繰越利益剰余金	3,432,229
	△2,604	<b>自己株式</b>	<b>△503,461</b>
		評価・換算差額等	1,325,594
		その他有価証券評価差額金	1,325,594
<b>資産合計</b>	<b>16,927,934</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,408,908</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,927,934</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	売上		9,193,435
	売上		7,638,651
営業	営業		1,554,784
	営業		1,640,936
経特	経特		△86,151
	経特		
特	特	182,084	
	特	13,320	
当	当	10,540	
	当	21,546	
期	期	50,263	
	期	17,550	
純	純	6,388	301,694
	純		
利	利	2,194	
	利	542	
益	益	16,633	
	益	2,514	
税	税	3,980	25,865
	税		
法	法		189,676
	法		
当	当	5,502	
	当	224,332	
期	期	4,491	234,326
	期		
純	純	16,982	
	純	319	
利	利	4,350	
	利	3,976	25,629
益	益		
	益		
税	税		398,374
	税		
法	法	111,513	
	法	6,999	118,513
当	当		279,860
	当		

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金
2025年4月1日残高	1,201,700	1,333,500	245,804	7,030,000	345,987
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
圧縮積立金の取崩					△2,445
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2,445
2026年3月31日残高	1,201,700	1,333,500	245,804	7,030,000	343,541

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計				
2025年4月1日残高	3,258,224	10,880,016	△503,461	12,911,755	854,629	13,766,385
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△108,301	△108,301		△108,301		△108,301
当期純利益	279,860	279,860		279,860		279,860
圧縮積立金の取崩	2,445	-		-		-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				-	470,964	470,964
事業年度中の変動額合計	174,004	171,559	-	171,559	470,964	642,523
2026年3月31日残高	3,432,229	11,051,576	△503,461	13,083,314	1,325,594	14,408,908

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
  
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 

通常の販売目的で保有する棚卸資産  
評価基準は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

  - (1) 商 品 総平均法
  - (2) 製品、仕掛品 個別法
  - (3) 原材料 板紙 総平均法  
その他 最終仕入原価法
  - (4) 貯 蔵 品 最終仕入原価法
  
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属  
(リース資産を除く) 設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 5～50年  
機械装置 2～17年  
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく  
(リース資産を除く) 定額法によっております。
  - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
  - (4) 長期前払費用 均等償却をしております。  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してしております。
  - (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上して

- おります。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社では、主として印刷関連事業、洋紙・板紙販売関連事業、カタログ販売関連事業を行っております。印刷関連事業では、出版印刷物、商業印刷物、紙器加工品の製造販売を行っております。洋紙・板紙販売関連事業では、洋紙・板紙を販売しております。カタログ販売関連事業では、カタログによるオフィス関連用品の販売を行っております。

履行義務の充足時点については、印刷物等に関する財又はサービスを顧客に提供した時点で収益を計上しております。また、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、代理人と判断したものについては純額で収益を計上する方法によっております。

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 一千万円
- (2) その他の情報

繰延税金資産の回収可能性につきましては、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性及び将来加算一時差異の充分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積もっております。課税所得は、中・長期計画N e x t 200の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報（過去における経営計画の達成状況、予算等）と整合的に修正し見積もっております。

当該見積り及び当該仮定につきまして、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった

場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 - 千円

(2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位につきましては、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定におきまして、将来キャッシュ・フロー等につきまして一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	717,295千円
関係会社株式評価損	3,976千円

(2) その他の情報

関係会社株式は、取得時点において価額算定の対象となった事業計画に基づき算定しております。関係会社株式はいずれも、市場価格のない株式等であり、取得対価をもって貸借対照表価額としております。

1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を行うこととしております。また、関係会社の超過収益力等を反映して、計算書類から得られる1株当たりの純資産額に比べて高い価額で関係会社の株式を取得している場合において、超過収益力等の減少により実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、相当の減損処理を行うこととしております。

実質価額に含まれる超過収益力は買収時の事業計画に基づき評価しております。当該事業計画の主要な仮定は、売上高に係る人員計画及び新規顧客獲得数等であります。将来の市場環境の変化等により、主要な仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 |             |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額            | 7,491,262千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務            |             |
| 短期金銭債権                       | 163,212千円   |
| 短期金銭債務                       | 25,798千円    |
| 4. 担保に供している資産及び担保に係る債務       |             |
| (1) 担保に供している資産               |             |
| 定期預金                         | 300千円       |
| (2) 担保に係る債務                  |             |
| 買掛金                          | - 千円        |

## (損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。	
2. 関係会社との取引高	
営業収益	260,761千円
営業費用	153,483千円
営業取引以外の取引高	32,001千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	342,557株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	44,614千円
貸倒引当金	27,912千円
退職給付引当金	100,007千円
未払役員退職慰労金	24,272千円
投資有価証券評価損	2,689千円
関連会社株式評価損	40,483千円
会員権評価損	7,497千円
減損損失	39,536千円
その他	24,062千円
繰延税金資産小計	311,075千円
評価性引当額	△145,886千円
繰延税金資産合計	165,188千円

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△156,956千円
その他有価証券評価差額金	△603,391千円
繰延税金負債合計	△760,347千円

繰延税金負債の純額	△595,158千円
-----------	------------

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,459円15銭
2. 1株当たり当期純利益	67円19銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

セキ株式会社  
取締役会 御中

## えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 木本 敦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 近藤 壮  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セキ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

セキ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 西上 慎司 ㊞

監査役 十河 嘉彦 ㊞

監査役 成松 裕 ㊞

(注) 監査役 十河嘉彦及び監査役 成松 裕は、社外監査役であります。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

セキ株式会社  
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木本 敦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 壮

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セキ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

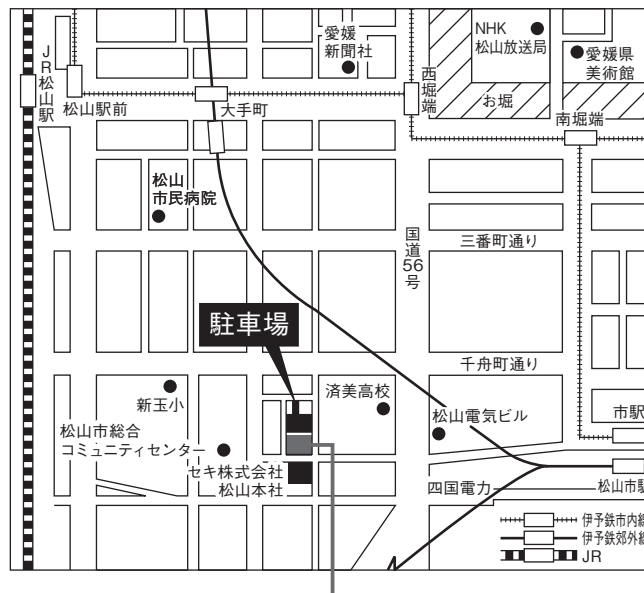
2026年5月14日

セキ株式会社 監査役会  
監査役(常勤) 西上 慎司 ㊞  
監査役 十河 嘉彦 ㊞  
監査役 成松 裕 ㊞

(注) 監査役 十河嘉彦及び監査役 成松 裕は、社外監査役であります。



## 株主総会 会場ご案内図



会場 愛媛県松山市湊町七丁目7番地2  
松山モノリス

最寄駅 伊予鉄道 松山市駅下車 徒歩約5分  
J R 松山駅下車 徒歩約10分

交通案内 松山空港から車で約15分  
松山観光港から車で約30分  
松山自動車道「松山IC」から車で約20分

お願い お車でお越しの株主様は、松山モノリス専用駐車場（当社2階建て駐車場2階）をご利用ください。駐車場入口にて、松山モノリススタッフが駐車スペースへ誘導いたします。



GREEN PRINTING JFPI  
F-B10260  
伊予工場

本工場は、環境に配慮したGP認定工場です。



FSC  
www.fsc.org

ミックス  
紙 | 責任ある森林  
管理を支えています  
FSC® C006732

FSC® 森林認証紙を使用しております。